

地方独立行政法人市立東大阪医療センターの診療料金等に関する規程

平成28年10月1日市立東大阪医療センター規程第11号  
最終改正 令和4年11月25日市立東大阪医療センター規程第129号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター中期計画（以下「中期計画」という。）に基づき、診療料金、入院料加算額、交付手数料又は駐車料金（以下「診療料金等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(入院料加算額等)

第2条 中期計画第12第1項第3号の入院料加算額は、別表第1のとおりとする。

2 同号の交付手数料は、別表第2のとおりとする。

(保険外負担)

第3条 中期計画第12第1項第5号の保険外負担は、別表第3のとおりとする。

(駐車料金)

第4条 駐車料金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 外来患者が6時間を超えて駐車場を利用する場合 1台1回6時間を超えて利用する1時間ごとに100円

(2) 外来患者以外の者が駐車場を利用する場合 1台1回1時間ごとに100円

(診療料金等の減免)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、診療料金等を減額し、又は免除することができる。

(1) 診療料金等を納付する資力がないと認めるとき。

(2) 前号のほか、特別の理由があると認めるとき。

2 医師が治療上の必要のため、患者を特別室又は個室に収容する場合、入院料加算額を免除する。

3 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「支援給付受給者」という。）に対し、別表第2第1号の診断書（当該被保護者及び支援給付受給者に係るものに限る。）又は同表第2号の診断書（死亡の当時当該被保護者及び支援給付受給者と同一の世帯に属していた者に係るものに限る。）を交付する場合、交付手数料を免除する。この場合において、手数料の免除を受けようとする者は、福祉事務所長の証明書を理事長に提出しなければならない。

4 次に掲げるときは、駐車料金を免除する。

(1) 入院患者の入院又は退院の送迎のために駐車する場合

(2) 付添いを要する入院患者又は入院患者の家族等への説明が必要と医師が認めた者が駐車する場合

(3) 緊急に入院が必要となった外来患者で出車させることが困難なものが駐車する場合

(4) 早朝若しくは深夜に勤務する必要がある職員又は緊急呼集を受けた職員で公共交通機関を利用することが困難なものが駐車する場合

(5) 公務上来院した者が駐車する場合

(診療料金等の追徴)

第6条 虚偽の申立てにより診療料金等の減額又は免除を受けたことを発見したときは、その

免れた額を追徴する。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日市立東大阪医療センター規程第53号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月20日市立東大阪医療センター規程第93号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月22日市立東大阪医療センター規程第103号)

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月25日市立東大阪医療センター規程第129号)

この規程は、令和4年11月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表第1 (第2条第1項関係)

種別	単位	料金
特別室A	1室1日につき	市内居住者 12,000円
		市外居住者 16,000円
特別室B	1室1日につき	市内居住者 10,000円
		市外居住者 14,000円
特別室C	1室1日につき	市内居住者 8,000円
		市外居住者 12,000円
個室A	1室1日につき	市内居住者 8,000円
		市外居住者 10,000円
個室B	1室1日につき	市内居住者 7,000円
		市外居住者 9,000円
個室C	1室1日につき	市内居住者 6,000円
		市外居住者 8,000円

別表第2 (第2条第2項関係)

種別	単位	料金
(1) 病院所定の様式による診断書	1通につき	1,500円
(2) 死亡診断書	1通につき	1,500円
(3) 身体検査用診断書	1通につき	1,500円
(4) 前号の診断書で英文等により記載するもの	1通につき	5,000円

(5) 生命保険用診断書	1 通につき	5,000円
(6) 厚生年金・共済年金用診断書	1 通につき	5,000円
(7) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係る診断書	1 通につき	5,000円
(8) 身体障害者手帳交付用診断書	1 通につき	3,000円
(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する障害基礎年金に係る診断書	1 通につき	3,000円
(10) 出産証明書・出生証明書	1 通につき	1,500円
(11) 特定疾患臨床調査個人票	1 通につき	1,500円
(12) その他の証明書等	1 通につき	5,000円以内

別表第3（第3条関係）

種別		単位	料金
(1) 分娩料	時間内	1 児につき	市内居住者 189,500円
			市外居住者 209,500円
	時間外	1 児につき	市内居住者 199,500円
			市外居住者 219,500円
	休日・深夜	1 児につき	市内居住者 209,500円
			市外居住者 229,500円
(2) 助産に係るもの	妊産婦診察料	1 件につき	3,400円
	新生児介補料	1 日につき	10,000円
	その他		別に定める額
(3) 選定療養費	初診時（医科）	1 件につき	7,000円
	初診時（歯科）	1 件につき	5,000円
	再診時（医科）	1 件につき	3,000円
	再診時（歯科）	1 件につき	1,900円
	時間外	1 件につき	7,000円
(4) 人間ドック検診料		半日コース	39,000円
(5) PET-CT検診料		1 件につき	90,000円
(6) セカンドオピニオン相談料	1 件につき	30分以内	10,000円
		30分を超え60分以内	20,000円
(7) 人工妊娠中絶	11週まで	1 件につき	70,000円
	11週を超え21週まで	1 件につき	150,000円
(8) 健康診断料	就職・進学用	1 件につき	4,500円
(9) 死後処置料			5,000円

(10) 一般自費料金		別に定める額
(11) 歯科自費料金		別に定める額
(12) その他		別に定める額

備考

- 1 時間内、時間外及び休日・深夜の区分は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるところの例による。
- 2 選定療養費は、別に定める基準により、緊急その他やむを得ない事情がある場合等は、これを算定しない。
- 3 セカンドオピニオン相談料の単位は、1件につき60分を上限とする。